日本映画の海外展開における契約上の留意点について

平成29年2月1日 弁護士 升本喜郎

第1 日本映画の海外展開の形態

- 1 海外の映画祭への出品
- 2 日本の映画・アニメ作品の輸出(海外での劇場上映・ビデオ販売・ネット配信等)
- 3 日本の映画・アニメ作品のリメイク (アニメの実写化を含む)・国際共同製作等
- ⇒ 最も契約上の課題が顕在化するのは「3」のケース

第2 日本の映画・アニメ作品のリメイク等の契約上の留意点ー契約観・契約慣行の違い という視点からの考察

- 1 Chain of Title (権利の鎖)の確認という作業(海外の利用者の視点)
 - (1) 誰と契約をすればよいのか
 - 契約書がない、契約書があっても明確ではない条項
 - ・製作委員会契約の問題点:窓口・権利の分属と利用許諾権限
 - ・映画の著作権者と映画の原作者・脚本家との関係
 - (2) 権利取得の障害となる事由はないか
 - 日本の作品の原作者、脚本家、作品のモデルとの契約関係
 - ・日本の作品の監督・プロデューサー等のスタッフ、キャスト等との契約関係
 - ・日本の作品の海外配給に関する契約
- 2 標準的な契約条項を巡る違和感(日本の権利者の視点)
 - ①権利譲渡かライセンスか、②対象権利、③契約期間、④地域、⑤言語、⑥クリエイティブ・コントロール(承認権)、⑦プロフィット・シェア
- 3 国・地域での固有の問題
 - (1) 米国:権利の譲渡と契約による対価分配のルール 1/膨大な契約書と弁護士の存在 2
 - (2) 中国: 国家規制(外国映画の輸入規制 3・出資規制 4、プロジェクト申請、制作審査等)
 - (3) 韓国:契約条項の不明確さからの紛争事例(原作者の映画化権の許諾の範囲)

第3 課題解決の試み

_

¹ 背後に、米国著作権法上の Work made for hire の概念と Guild との労働協約の存在がある。

^{2 『}エンタテインメント業界の行動や関係を支配する法的なルールは、専ら、当事者とその弁護士たちの手によって、契約書の中で形作られている』(ハーバード・ロースクール ポール・ワイラー教授) 3 中国で配給できる海外映画は年間 64 作品 (分帳 (利益配当方式) 34 作品、買断 (買切方式) 30 作品)。ほとんどがハリウッド映画。日本作品は、2014 年と 2015 年はゼロ、2016 年で 11 作品 (うちアニメ 9 作品)。

⁴ 中国で外国企業が出資して法人を設立しても出資割合は49%まで。そのため、日本企業は中国企業との合作(共同製作)で作品の制作に関与するか中国企業から制作委託を受けて作品を納品する形態が一般的。